

静岡県告示第485号

静岡県税賦課徴収条例（昭和47年静岡県条例第8号）第9条第1項の規定により、令和6年静岡県告示第57号（令和6年能登半島地震による県税の申告、納付等の期限の延長）において別に告示で定めることとされている期日は、その期限が令和6年1月1日から令和6年9月1日までの間に到来する不動産取得税、自動車税種別割、鉾区税及び固定資産税について、令和6年9月2日とする。

令和6年7月5日

静岡県知事 鈴木康友